

施設の使用制限等の要請等

特措法第24条第9項に基づく協力要請等

- 1 遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、商業施設等に休止を要請（※）

（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

（※ 特措法の要請に加え、床面積 1,000 m²以下の施設
に対しても協力を依頼）

- 2 飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請

（令和2年4月25日（土）～5月6日（水））

- 3 大型連休中、県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼（※）

（令和2年5月2日（土）～5月6日（水））

（※ 特措法によらない県独自の協力依頼）

- 4 医療施設、生活必需物資販売施設、交通機関、金融機関等には、適切な感染防止対策をとっていただいたうえで、事業の継続を要請